

# 令和7年度 山口県設計標準歩掛表（運用編）

## 新旧対照表

頁	新（080115以降適用）	旧（071001以降適用）
運1-6 第Ⅰ編 総則 第1章 総則 ①設計書の作成要領 別紙1 設計計上 資材単価決定要領	<p>(イ) 複数の資材を見積依頼する場合は、その資材が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。</p> <p>(ウ) 依頼文書には、下記の見積条件等を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 施工場所</li> <li>(b) 有効期限</li> <li>(c) 資材の特記仕様事項（形状寸法、品質、規格、数量、納入時期）等</li> <li>(d) 実勢取引価格であること。</li> <li>(e) 複数の資材を見積依頼する場合、「<u>資材を個別で採用するか、一連で採用するか</u>」</li> <li>(f) 開示請求があった場合は、<u>山口県情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する部分を除き</u>、開示すること。</li> <li>(g) 消費税を含まないこと。</li> <li>(h) 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨。</li> <li>(i) 提出する見積に有効期限を記載すること。</li> </ul> <p>イ 徴収した見積の取扱方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 徵収した見積の形状・寸法、規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</li> <li>(イ) 上記（ア）の後、徵収した見積の平均値を算出し、±30%の範囲を外れる単価を異常値として排除する。</li> <li>(ウ) 上記（イ）の後、平均値を算出し、その値を採用する。</li> </ul> <p>なお、端数処理方法は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てるとき有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。</p> <p>(エ) 上記（イ）、（ウ）の計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(オ) 特殊な資材等で単価の見積依頼先が1社しか無く、その1社の見積単価を採用する場合は、端数処理は行わない。</p> <p>(6) 1工事で複数の資材を見積徴収する場合の取扱方法</p> <p>複数の資材が一体として機能する場合は、複数資材の総価で（5）イと同様の扱いとするが、見積徴収にあたっては、事業主管課と協議すること。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積は、積算の手間を省略し、違算を防止するため、現場渡し価格とする。また、加工を含む資材の場合は、原則、加工費を含んだ単価とする。</li> </ul> <p>5 その他留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約に基づく夜間作業の場合で通常の単価と夜間単価が異なる時の資材単価は、原則として夜間単価とする。</li> <li>(2) 資材単価計上にあたっては、取卸し方法を確認し、運賃の二重計上をしないこと。</li> <li>(3) 県標準単価、物価資料掲載単価等に、補正や単位換算のための係数を乗じた単価を計上する場合は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てるとき有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。</li> <li>(4) 積算に使用する単価は消費税抜きの価格とし、消費税込みの価格（有料道路料金・鉄道料金等）は、消費税率で割り戻して計上すること。なお、端数処理については、5（3）による。</li> </ol>	<p>とができる。</p> <p>(イ) 複数の資材を見積依頼する場合は、その資材が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。</p> <p>(ウ) 依頼文書には、下記の見積条件等を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 施工場所</li> <li>(b) 有効期限</li> <li>(c) 資材の特記仕様事項（形状寸法、品質、規格、数量、納入時期）等</li> <li>(d) 実勢取引価格であること。</li> <li>(e) 複数の資材を見積依頼する場合、「<u>資材を個別で採用するか、一連で採用するか</u>」</li> <li>(f) 開示請求があった場合は、開示すること。</li> <li>(g) 消費税を含まないこと。</li> <li>(h) 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨。</li> <li>(i) 提出する見積に有効期限を記載すること。</li> </ul> <p>イ 徵収した見積の取扱方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 徵収した見積の形状・寸法、規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</li> <li>(イ) 上記（ア）の後、徵収した見積の平均値を算出し、±30%の範囲を外れる単価を異常値として排除する。</li> <li>(ウ) 上記（イ）の後、平均値を算出し、その値を採用する。</li> </ul> <p>なお、端数処理方法は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てるとき有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。</p> <p>(エ) 上記（イ）、（ウ）の計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(オ) 特殊な資材等で単価の見積依頼先が1社しか無く、その1社の見積単価を採用する場合は、端数処理は行わない。</p> <p>(6) 1工事で複数の資材を見積徴収する場合の取扱方法</p> <p>複数の資材が一体として機能する場合は、複数資材の総価で（5）イと同様の扱いとするが、見積徴収にあたっては、事業主管課と協議すること。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積は、積算の手間を省略し、違算を防止するため、現場渡し価格とする。また、加工を含む資材の場合は、原則、加工費を含んだ単価とする。</li> </ul> <p>5 その他留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約に基づく夜間作業の場合で通常の単価と夜間単価が異なる時の資材単価は、原則として夜間単価とする。</li> <li>(2) 資材単価計上にあたっては、取卸し方法を確認し、運賃の二重計上をしないこと。</li> <li>(3) 県標準単価、物価資料掲載単価等に、補正や単位換算のための係数を乗じた単価を計上する場合は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てるとき有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。</li> <li>(4) 積算に使用する単価は消費税抜きの価格とし、消費税込みの価格（有料道路料金・鉄道料金等）は、消費税率で割り戻して計上すること。なお、端数処理については、5（3）による。</li> </ol>

# 令和7年度 山口県設計標準歩掛表（運用編）

## 新旧対照表

頁	新	旧
運1-9 第一編 総則 第一章 総則 ①設計書の作成要領 別紙4 見積徴収歩掛決定要領	<p style="text-align: center;"><b>別紙4</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>見積徴収歩掛決定要領</b></p> <p><b>1 適用</b> この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができるものとする。</p> <p><b>2 見積依頼にあたっての留意事項</b></p> <p>(1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。</p> <p>(3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。</p> <p>ア 現場条件、施工条件、施工数量等</p> <p>イ 有効期限</p> <p>ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。</p> <p>エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。</p> <p>オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。</p> <p>カ 開示請求があった場合は、<b>山口県情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する部分を除き</b>、開示すること。</p> <p>キ 採用した歩掛を公表すること。</p> <p>ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。</p> <p>ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。</p> <p>ケ 「<b>提出する見積に有効期限を記載すること</b>」を明示する。</p> <p>(4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認すること。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。</p> <p>(5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。</p> <p><b>3 徴収した見積の取扱方法</b></p> <p>(1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法</p> <p>ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> <p>イ 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。</p> <p>ウ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は（3）による。</p> <p>エ 上記イ、ウの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</p> <p>オ 上記エの後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。</p> <p>カ 上記エ、オの計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱方法</p> <p>ア それぞれ単一の歩掛とみなし、（1）と同様に取扱う。</p> <p>(3) 複数の歩掛を見積徴収し、複数の歩掛が一体で機能する場合</p> <p>ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>別紙4</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>見積徴収歩掛決定要領</b></p> <p><b>1 適用</b> この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができるものとする。</p> <p><b>2 見積依頼にあたっての留意事項</b></p> <p>(1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。</p> <p>(3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。</p> <p>ア 現場条件、施工条件、施工数量等</p> <p>イ 有効期限</p> <p>ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。</p> <p>エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。</p> <p>オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。</p> <p>カ 開示請求があった場合は、開示すること。</p> <p>キ 採用した歩掛を公表すること。</p> <p>ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。</p> <p>ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。</p> <p>ケ 「<b>提出する見積に有効期限を記載すること</b>」を明示する。</p> <p>(4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認すること。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。</p> <p>(5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。</p> <p><b>3 徴収した見積の取扱方法</b></p> <p>(1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法</p> <p>ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> <p>イ 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。</p> <p>ウ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は（3）による。</p> <p>エ 上記イ、ウの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</p> <p>オ 上記エの後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。</p> <p>カ 上記エ、オの計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱方法</p> <p>ア それぞれ単一の歩掛とみなし、（1）と同様に取扱う。</p> <p>(3) 複数の歩掛けを見積徴収し、複数の歩掛けが一体で機能する場合</p> <p>ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> <p>イ 単価の置き換えについては3（1）イ、ウと同様の扱いをする。</p> </div>